

世帯調書					※ 認 定 (記入しないこと)			階層区分	
								徴収金額 円	
申請者氏名					本人氏名				
未 熟 児 の 属 す る 世 帯 構 成	世帯構成員氏名	本人との続柄	性別	生年月日	年齢 (前年の12月31日時点)	個人番号	税制上の扶養義務者氏名	市町村民税額	備考
0～15歳の扶養人数			人			16～18歳の扶養人数			人
世 帯 外 扶 養 義 務 者	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢 (前年の12月31日時点)	個人番号	税制上の扶養義務者氏名	市町村民税額	住所
0～15歳の扶養人数			人			16～18歳の扶養人数			人

(注) 裏面の記載要領をよく読んで記入してください。

(裏面)

記 載 要 領

- 1 「世帯構成員氏名」の欄には、未熟児本人と生計を一にしている全世帯構成員を未熟児本人を含めて記入してください。
- 2 世帯構成員の中で未熟児本人以外に、育成医療の給付、養育医療の給付又は療育の給付を受け、又は受けることが決定している児童があるときは、その旨を「備考」欄に記入してください。
- 3 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に未熟児本人に対して扶養を履行している者がある場合に記入してください。
- 4 「年齢」の欄には、申請日が4月から6月の場合は前年の12月31日時点の年齢、申請日が7月から3月の場合は当該年の12月31日時点の年齢を記入してください。

添付書類

世帯の階層区分の認定のため、次の例(1～3)により、関係書類(証明書)を必ず添付してください。ただし、未熟児本人又は扶養義務者で18歳未満のものは、未就業であれば、証明書の添付は不要です。

収入(市町村民税等)状況	添付書類
1 生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている方	福祉事務所長の発行する証明書 ①生活保護の方→生活保護受給証明書等 ②中国残留邦人等の方→本人確認証
2 市町村民税が非課税である方	市町村民税の非課税又は免除を証明する証明書 ・市町村民税非課税証明書及び別紙同意書
3 市町村民税が課税されている方	・市町村民税課税証明書及び別紙同意書 ・19歳未満の税制上の扶養義務者のいる方及び住宅借入金等特別控除等を受けた方は、そのことを証明する書類
※住宅借入金等特別控除等を受けた方は、控除を受ける前の市町村民税額において徴収基準月額が決定します。 ※19歳未満の税制上の扶養親族がいる方は、平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止前の市町村民税等により徴収基準月額が決定します。 19歳未満の税制上の扶養親族が別居している場合は、その扶養親族の「住民票」を添付してください。	

【備考】

- (1) 次の対象期間のものを添付してください。
 - ① 申請日が4月から6月の場合・・・前年度分の市町村民税等を確認する証明書
 - ② 申請日が7月から3月の場合・・・当該年度分の市町村民税等を確認する証明書
- (2) 現在、無職であっても前年度分(4月から6月申請の場合)又は当該年度分(7月から3月申請の場合)の市町村民税等を証明する書類を添付してください。
- (3) 申請後、給付が終了するまでの間に世帯構成員の変更など記載事項に変更が生じた場合は、届け出てください。